

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	会社分割に係る登録免許税の軽減措置		
税 目	登録免許税（租税特別措置法第 8 1 条）		
要 望 の 内 容	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の登録免許税について、所要の見直しを行った上で、税率の特例を 3 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲ 19 億円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>人口減少、国際競争の激化等が進展している現状に加えて、今年 3 月の東日本大震災の発生により全国的に企業活動が停滞している中、企業の経営資源の効率化や最適配置、合従連衡を通じた「選択と集中」を可能とする会社分割の活用を円滑化することにより、企業の競争力を高め、もって震災からの我が国経済の早期の復興及び活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少、国際競争の激化等が進展する中、企業の「選択と集中」を通じ、合従連衡、経営資源の効率化や最適配置による競争力強化に向けた絶え間ない取組みが必要。例えば、複数の事業を有する企業において、事業部門毎の分社化により、意思決定の迅速化、経営の効率化を行う必要がある。また、競争激化により多大な研究開発や設備投資が必要となる業種においては、異なる企業における同一部門をお互いに分離・統合してスケールメリットを享受し、競争力強化を図る必要がある。</p> <p>また、東日本大震災の発生により、企業活動の停滞が我が国経済に重大な影響を及ぼしていることから、一刻も早い我が国経済の復興及び活性化のために、今後会社分割を含む M&A が引き続き重要となってくると考えられる。</p> <p>会社分割は、権利義務の包括承継という私法効果を有する組織再編成の一つとして、迅速かつ簡便に事業の分離・統合を可能とする重要なものであり、急に税率を引き上げた場合には会社分割の活用を阻害する可能性があることから、見直しを行った上で軽減税率を適用し、会社分割の円滑な活用を可能とする必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		政策の達成目標	企業の経営資源の効率化や最適配置、合従連衡を通じた「選択と集中」を可能とする会社分割の活用を円滑化し、現在と同程度会社分割が活用されることにより、企業の競争力を高め、もって震災からの我が国経済の早期の復興及び活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	会社分割の活用件数は、平成13年153件、平成14年229件、平成15年198件、平成16年233件、平成17年281件、平成18年310件、平成19年295件、平成20年315件、平成21年278件、平成22年249件と制度創設以降、リーマンショックによるM&A全体の減少による影響はあったものの、着実に実施されている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	活用件数の推移及び震災以後の我が国の経済状況を鑑みると、例年どおり250～300件程度の適用件数が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	会社分割は、企業が経営資源の最適配置等「選択と集中」を進めていく際の有効な手段の一つである。平成21、22年度に会社分割を行った企業に対するアンケートの結果によると、会社分割によって不動産移転を実施した企業において、約80%の企業が軽減税率が必要であると回答し、軽減税率が無かった場合は会社分割を躊躇したと回答した企業も約40%あるため、本措置が会社分割を行う際の有効なトリガーとなっていることがわかる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>会社分割制度は、合併と同様に、企業が経営資源の最適配置、「選択と集中」等を行う際の有効な手段の一つとして活用されている。したがって、このような会社分割の円滑化を引き続き支援することは、我が国経済の活性化の観点から適正であると考えられる。</p> <p>また、会社分割に伴う税制措置は、依然としてそのニーズが大きい中、過大な税負担が課されることのないような税制を構築するものであり、本措置の手当がなされない場合には、会社分割と同じ包括承継という性格を有する合併（税率 4/1000）と比較して税負担が著しく不均衡なものとなる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>会社分割の活用件数は、以下のとおり。 平成 13 年 153 件、平成 14 年 229 件、平成 15 年 198 件、 平成 16 年 233 件、平成 17 年 281 件、平成 18 年 310 件、 平成 19 年 295 件、平成 20 年 315 件、平成 21 年 278 件 平成 22 年 249 件</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>会社分割の活用件数は、 平成 13 年 153 件、平成 14 年 229 件、平成 15 年 198 件、 平成 16 年 233 件、平成 17 年 281 件、平成 18 年 310 件、 平成 19 年 295 件、平成 20 年 315 件、平成 21 年 278 件 平成 22 年 249 件 と制度創設以降、リーマンショックによる M&A 全体の減少による影響はあったものの、着実に実施されている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>会社分割の更なる促進を通じた我が国経済の活性化を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>近年ではリーマンショックの影響による M&A 全体の減少はあったものの、会社分割は制度創設以降、着実に実施されているところであり、我が国の産業再編に大きく貢献していると言える。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 13 年度 創設 平成 18 年度 本則化要望 → 結果縮減 平成 21 年度 租特措置維持要望 → 結果縮減</p>